六、経過概況

(三)(七)(八)募集ニ応シタル[illegible]
作業ニ支障ヲ増減スル[illegible]
考慮シテ方針ヲ増減スルニ至ル
(一)ニ対シテハ絶対拒否ス (五)歩増ハ絶対拒否ス但シ夏期作業ハ相当考慮ス
被解雇者側ハ所属尼崎聯合会事務所ノ指図ニ基キ第二回交渉ニ残留者ハ[illegible]
諸同盟同情ノ程度ヲ以テ復職嘆願書ヲ提出セシムル等ノ影響[illegible]有利ニ解決[illegible]
可ナラシメ[illegible]所属組合員[illegible]ニ至ルニ方法ヲ実行[illegible]
要求ニ[illegible]協議ノ上嘆願書ヲ提出シ[illegible]代表トシテ会社
側ト折衝ノ上遂ニ円満解決ヲ見ルニ至レリ

七、労働者総数　百十六名
八、争議参加数　五十一名
九、組合加盟員数　五十名
十、組合干与状況
イ指導組合　尼崎聯合會
ロ応援組合　同上
ハ主ナル指導者又ハ応援者　尼崎聯合会、諸岡[illegible]

答 15.8.16 28

労働争議調査表（C）

一、発生月日　大正十五年七月四日、
二、解決月日　大正十五年七月十三日、
三、発生原因　労働者自ら契約所ニ対シ如左要求書提出

四、要求事項
一、従業員既往の勤続年数は之を認めること。
二、解雇手当を左の通り制定せられたし。
勤続満一ヶ年　日給十五日分以上二十日分
満一ヶ年を増す毎に日給十二日分宛累加すること。